

相談所だよ

塩尻中小企業相談所

塩尻商工会議所 塩尻市大門一番町12番2号 えんぱーく406

電話番号：0263-52-0258 FAX：0263-51-1388

桧川支所 塩尻市木曽平沢2221-1

電話番号：0264-34-2153 FAX：0264-34-2593

【塩尻商工会議所ホームページURL <http://www.shiojiri.or.jp>】

小規模企業振興委員のご紹介

地域の商工業振興のために振興委員は活躍しています。

片丘

丸山 悦男
㈲丸山化成
52 - 9506

広丘原新田

斉藤 学
一休堂
52 - 1544

広丘高出

芥川きよ子
マルスギ長野㈱
54 - 4656

片丘

須沢 昌彦
須沢畳店
52 - 4882

洗馬

吉江 智浩
㈲ユキト七精工
52 - 3385

宗賀

中原 守
㈲中原工務店
52 - 1771

大門桔梗町

中澤 延夫
中澤ガラス店
54 - 1298

大門三番町

熊谷保美子
㈲クマガイ印刷
52 - 0107

大門一番町

中村 厚志
ミッシェル
52 - 2626

大門八番町

上條 幸子
㈲トラベルオフィス
51 - 6617

奈良井

永井 裕
越後屋旅館
0264 - 34 - 3011

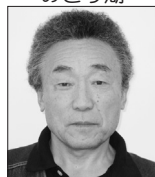
木曽平沢

橋戸 彰
㈲橋戸商店
0264 - 34 - 2063

大門並木町

小野 桂一
小野税務会計事務所
52 - 2292

みどり湖

竹澤 吉郎
竹澤インテリア
56 - 2155

大小屋

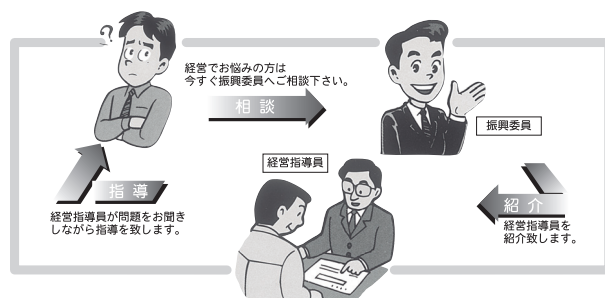
西牧 学
㈲平和自動車
52 - 0912

北小野

塩野崎 隆
塩野崎工作所
0266 - 46 - 2346

振興委員はこのような活動をしています。

- ◆相談：地域事業者と経営指導員との間の連絡・相談の取次ぎをし、経営改善のお手伝いをします。
- ◆要望：市内各地区の問題・要望等を会議所へ伝え、会議所はこれを行政等に反映するよう具申・建議をします。
- ◆入会：会議所会員の入会をお勧めしています。
- ◆情報：各業界・各地区と会議所間の情報の伝達をします。



お近くの振興委員にお気軽にご相談下さい。

『1日公庫のご案内』

～開催日：8月2日（木）～

塩尻中小企業相談所では、夏場から秋口にかけての事業資金相談会『1日公庫』を日本政策金融公庫と連携して開催いたします。

当日は、金融公庫の担当者が当所にてご相談をお受けし、内容によっては当日お申込まで受け付けていただけます。

ご希望の方は、下記の「1日公庫」申込書に必要事項をご記入いただきFAXにてお申込ください。完全予約制ですので、お早めにお申込ください。（電話でのお申込も可能です。）

.....『1日公庫』申込書 FAX：0263-51-1388.....

事業所名	
代表者名	
当日参加者名	
電話（連絡先）	
希望時間	①10時～11時 ②11時～12時 ③13時～14時 ④14時～15時 ⑤15時～16時 ※希望する時間帯に○をしてください。

●会場：塩尻商工会議所 会議室（駐車場は市営駐車場をご利用ください。3時間無料の押印をいたします。）

○申込は先着順、5事業所までとさせていただきます。（希望時間が重なった場合は、こちらで調整させていただきます。）

○相談資料として、「決算書3期分」をご持参ください。

但し、決算から6ヶ月以上経過している場合は試算表もご準備ください。

※事前に決算書・試算表をお持ちいただければ前もって金融公庫へお渡し、当日すぐにお申込が可能となる場合もございますのでご希望の方はご連絡ください。

なお、会社名印（横判）・実印をお持ちいただきますと手続きもスムーズに行えます。

改正育児・介護休業法が全面施行されました。

男女ともに、仕事と家庭の両立ができる働き方の実現を目指し、平成21年、育児・介護休業法が改正されました。平成24年7月1日より、これまで適用が猶予されていた以下の制度が従業員数が100人以下の事業主にも適用になりました。

① 短時間勤務制度（所定労働時間の短縮措置）

- 事業主は、3歳に満たない子を養育する従業員について、従業員が希望すれば利用できる、短時間勤務制度を設けなければなりません。
- 短時間勤務制度は、就業規則に規定される等、制度化された状態になっていることが必要であり、運用で行われているだけでは不十分です。
- 短時間勤務制度は、1日の労働時間を原則として6時間（5時間45分から6時間まで）とする措置を含むものとしなければなりません。



② 所定外労働の制限

- 3歳に満たない子を養育する従業員が申し出た場合には、事業主は、所定労働時間を超えて労働させてはなりません。

③ 介護休暇

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話をを行う従業員は、事業主に申し出ることにより、対象家族が1人であれば年に5日まで、2人以上であれば年に10日まで、1日単位で休暇を取得することができます。
- 介護休暇は、労働基準法で定める年次有給休暇とは別に与える必要があります。



運用だけではなく、制度として整備する必要があり就業規則等の変更が必要となります。

詳細は、塩尻中小企業相談所までお問い合わせください。